”知って得するシリーズ“ みんなの安心『介護保険』

要介護認定の手続き

介護保険のサービスを利用するときは、まず申請をして「要介護認定」を受けましょう。「要介護認定」とは、どれくらい介護サービスが必要か、などを判断するための審査です。

①申請する

申請の窓口は、市役所の介護保険課です。申請は、本人のほか、家族でもできます。

次のところにも、申請の依頼ができます。（更新申請も含む）

・地域包括支援センター
・居宅介護支援事業者
・介護保険施設

●申請に必要なもの

・申請書（介護保険課などの窓口に置いています）
・介護保険の保険証（40～64歳の人は、健康保険の保険証）

申請書には、主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。主治医のいる人は、確認しておきましょう。

②要介護認定

申請をすると、訪問調査や公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

●訪問調査

市の担当職員が自宅を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族、居住環境などについて聞き取り調査を行います。

●主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。

●二次判定（認定審査）

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

軽度の介護が必要な人は、状態の維持や改善がどのくらい可能かを重点的に審査します。

③結果の通知

通知は、申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

認定	要介護度	利用できるサービス
要介護	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	**居宅サービスか施設サービスを利用できます。** できる限り自分らしく暮らしていけるよう、サービスをお選びください。
要支援	要支援1 要支援2	**介護予防サービスを利用できます。** 少しでも自分でできることが増えるように、サービスをお選びください。
非該当（自立）		**地域支援事業を利用できます。** 認定審査で「自立」と判定された人や地域のすべての高齢者を対象に、これからも元気でいるためのさまざまなサービスを提供する事業です。

65歳以上の人の保険料の納め方

保険料はどのように納めるの？

納め方は、特別徴収【年金天引き】と普通徴収【納付書支払い】の2通りに分かれます。

特別徴収

老齢・退職（基礎）、遺族、障害年金が年額18万円以上の人は、年金から天引きになります。

※老齢福祉年金、寡婦年金などについては、特別徴収の対象となりません。

●保険料の年額が、年金の支払い月に、年6回に分けて天引きになります。

●特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。

本来、年金から天引きになる「特別徴収」の人でも、一時的に納付書で納める場合があります。

●保険料が増額になった
　⟶増額分を納付書で納めます

●年度途中で65歳になった
●年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
●年度途中で他の市町村から転入した
●保険料が減額になった
●年金が一時差し止めになった
●現況届を提出していなかった
　⟶おおむね6カ月後から天引きになります。それまでは、納付書で納めます。

■特別徴収対象者の把握時期が、年4回となりました。
下記のとおり、今までより早期に特別徴収開始になります。

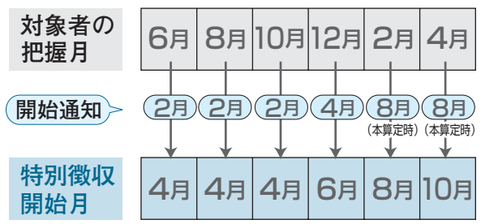

【例】12月に把握 ▼ 翌年6月から特別徴収開始

年金から天引きになる人には、介護保険課から事前に通知書を送りますので、天引きされる月や金額をご確認ください。

普通徴収

窓口払い

年金が年額18万円未満の人は、納付書で各自納めます。

●保険料の年額を、6回（1期～6期）に分けて納めます。

●納付書を送付しますので、本市出納窓口か取り扱い金融機関で納めてください。

口座振替

納付書で納める人は、便利で確実な口座振替をお勧めします。

手続きは、

①介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。

②取り扱い金融機関で、「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、申し込み日の翌月以降になります。

■保険料はいつから納め始めるの？

保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例えば8月1日が誕生日の人は、介護保険資格取得日が7月31日となるため、7月分から納めます。

8月2日が誕生日の人は、8月分から納めます。

■問い合わせ先
市介護保険課
☎0869－26－5926